

## 会 議 録

会議の名称	第18回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年 6月16日(金) 午後1時30分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	木内忠一委員(由利町)
<p>1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議 題     (協議事項)     協議第58号 合併の期日について     協議第59号 事務組織及び機構の取扱いについて     協議第57号 新市まちづくり計画(案)について(継続協議)     (追加協議事項)     協議第60号 地域審議会及び地域自治区の取扱いについて     協議第61号 字の区域及び名称の取扱いの変更について 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

## 別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(40名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋		
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	藤 原 友 一	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	大 友 あつ子

### 4号委員

委 員 井 上 文 夫

幹 事 (16名)			事 務 局		
幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一	局 長	佐々木 均
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男	副局長	村 上 健 司
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一	次 長	熊 谷 正・渡 部 進
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫	調整第1 班長	佐 藤 俊 一
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一	調整第2 班長	佐 藤 一 喜
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦	調整第3 班長	遠 藤 晃
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜	計画班長	伊 藤 篤
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭	電算推進 班長	齋 藤 一 昭
				総務班長	三 浦 清 久

午後1時30分 開 会

○事務局

委員の皆様方には、午前中の研修会から引き続いての協議会ということでご苦労さまでございます。

ご案内の時刻となりましたので、これより第18回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。最初に次第の2、会長あいさつ、お願いします。

○柳田会長

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当協議会もいよいよ終盤を迎えました。新市の誕生を視野にとらえるところまでまいりました。

前回の協議会では、議会議員の取扱いや農業委員の取扱いなどの重要案件も確認いただき、残す協議案件も本日の合併期日の決定等わずかとなりました。

今までの委員各位のご協力に感謝するとともに、これから県に合併申請をし、総務省からの合併告示が交付されるまで、なお一層の気持ちを引き締めながら頑張りたいものだと、このように思います。

この合併が新しく誕生する「由利本荘市民」にとって、未来に希望の持てるような合併を目指してまいる所存でありますので、委員各位にはよろしく願い申し上げて、あいさつといたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、これより協議に入ります。

会議の議長は、合併協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たりますので、会長よろしく願いいたします。

○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。本日の出席委員は40名であります。由利町の木内委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第の3、会議録署名委員を指名したいと思います。

会議録署名委員は、会議運営規程第8条第2項の規定により、岩城町の阿部一雄委員、由利町の尾留川正委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は、午後4時30分までの3時間を予定いたしております。

これより協議事項に入ります。協議第58号「合併の期日について」事務局から説明いたします。

○事務局

協議会資料1ページをご覧くださいと思います。

協議第58号「合併の期日について」でございますが、合併の期日につきましては、合併協定項目の基本4項目の1つとされておりまして、目標年次を平成17年3月までとして昨年、平成15年1月21日開催されました第1回合併協議会で確認をいただいておりますが、今後、協定する際に日にちを指定する必要があることから、「合併の期日は平成17年3月22日とする。」と提案をするものでございます。

提案理由を申し上げます。平成17年3月までと確認をいただいた内容は、合併する場合には現行の合併特例法に定められております財政支援等の各種の特例などを活用して合併することによって理解をしております。一般的に合併の期日を決めるにあたっては、合併関連の各市町村

での議決、県への手続き、また予算、決算、出納整理、住民の転入転出、税の申告などの事務手続き処理などを考慮することが大切でありまして、合併特例法の財政支援などを受けられる期限内での合併を念頭に置く必要があります。特に、現在の自治体の業務は、住民の転入転出等の住民に対する各種証明書の発行業務をはじめとして電算に依存しているものが多く、1市7町の場合もかなりの部分で電算を導入しております。本協議会では、合併に伴い電算システムを統合するということを確認しておりますので、住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない期日を設定するということが必要であります。平成17年3月のカレンダーを見ますと、3月19日が土曜日であります。20日が春分の日の日曜日。それから、21日、月曜日ですが、これが振替休日となっております、3日間休日となっております。18日の金曜日に合併前の各市町の事務事業終了後から休日の3日間に電算システムの切り替えや事務の確認などを行うことで、スムーズに新市の各種事務をスタートさせたいということで、平成17年3月22日を提案させていただきました。以上であります。

#### ○柳田会長

事務局から説明ありましたが、合併の期日は平成17年3月22日とするということでの説明がございましたが、これについて何かご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

ないようでありますので、協議第58号「合併の期日について」は確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第59号「事務組織及び機構の取扱いについて」事務局から説明を願います。

#### ○事務局

資料の2ページをご覧くださいと思います。

協議第59号「事務組織及び機構の取扱いについて」でございます。

新市の組織・機構は、地方自治法をはじめとする各種行政組織に関する法令等に基づき設置するものであります。合併後の行政執行が円滑にできるように、あらかじめ協議しておくことが必要と考えられることから、本協議会において基本的な考え方、整備方針をご協議願うものであります。

基本的な考え方でありまして、第6回の合併協議会で、それまでの1市7町の各庁舎につきましては一部の管理部門を除きまして総合支所方式とすることで確認されております。この考え方をもとに、新市の事務組織及び機構については、各地域のそれぞれの機能を生かしつつ、さらに新市全体の総合調整を図る組織・機構として調整し、住民サービスが低下しないよう十分配慮の上、次の事項を基本に整備するものであります。

提案内容を読み上げさせていただきます。

「新市の事務組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮し、次の事項を基本として整備するものとする。また、新市においては常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする」という基本的な考え方でありまして。

次に、具体的な整備方針であります。

(1)「住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構」であります。

これは、合併という大きな変革、しかも広域な合併に際し、現在の住民サービスを維持しながら行政水準の統一を図り、住民がわかりやすい、利用しやすい事務組織・機構を整備するということでもあります。

次に(2)でありますが、

「住民の声を適正に反映できる組織・機構」ということであります。

これにつきましては、行政情報の積極的な公開と広報、あるいは広聴活動の充実によりまして住民の参画、協働を推進し、住民の声や地域の実情を施策に反映できる組織・機構を整備するというものであります。

次に(3)でございますが、

「地方分権社会における行政課題に的確に対応できる組織・機構」であります。

これは、地方分権社会における行政課題に的確に対応するため、広範多岐にわたる行政ニーズに対応できる、あるいは即応できる組織・機構というものを整備する、というものであります。

次に(4)でありますが、

「地域コミュニティの推進について、支援できる組織・機構」ということであります。各市町が有する伝統・文化・歴史・自然などの地域特性を生かし、これまで培われてきたさまざまな地域活動などを継続するとともに、地域の特性に応じた新たなまちづくりが展開できるように地域コミュニティの推進に向けて支援できる組織・機構を整備するというものであります。

次に(5)であります、これは

「簡素で効率的な組織・機構」であります。

事務の効率化を図り、最小で最大の行政サービスが提供できるよう組織・機構を整備するというものであります。

以上が、事務組織及び機構の取扱いに関する基本的な事項、整備方針の提案内容でございますが、これだけでは実際に本庁や総合支所がどのような組織・機構になるのかというようなイメージができないと思いますので、現在、事務レベルで検討しております組織・機構の基本的な考え方を次のページに記載してございますので、3ページをご覧くださいと思います。

3ページには、本庁と総合支所の組織・機構について記載してございます。

この資料は、あくまで現段階の考え方でございますので、組織・機構、下の方に部門とありますが、何々部、あるいは何々課と、イコールということではございません。また、最終的な組織・機構になるまではまだまだ時間がかかると思いますので、その辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

本庁と総合支所の組織・機構、この基本的な考え方でございます。先ほども申しましたように、第6回合併協議会で1市7町の既存施設を有効的に利用し、それぞれの地域を所管する総合支所を置くことが確認されております。これを基本に、新市の組織・機構については、各地域のそれぞれで機能を生かしつつ、さらに新市全体の総合調整を図る組織体制の整備を図るというものでございます。

なお、総合支所は、ここでは地方自治法の規定により市町村の権限に属する事務を分掌させるため、また本庁は管理機能を集約し、新市全体の全般的な事務を行い、各地域における住民と直結した事務を担う総合支所と綿密な調整を図りながら、新市の均衡ある発展を推進するというふう位置づけております。

ただ、この資料ではそのように位置づけておりますが、先ほど申し上げましたように、これは地方自治法での位置づけの考え方ですが、改正自治法や、あるいは改正合併特例法によりまして地域自治区、午前中から研修いただきましたが、その地域自治区を設定した場合に根拠法令が変わってまいります、その機能につきましては同等というふうと考えておりますので、この参考資料の考え方も変わらないということをご理解をお願いしたいと思います。

次に、具体的に本庁の組織・機構でございます。本庁は行政施策の企画立案や決定及び総合支所との連絡調整をはじめとする管理部門の全般的な事務事業を行うということで、総務・企画・財政・税・議会事務局など管理的な部門の統合を図りまして、一体的な推進に向けた対応をするために、この総務部門から以下の部門を配置してございます。

上の方から順番ですけれども、これにつきましては組織管理、あるいは人事、財政、入札、税務、管財、それらを担当する総務部門。それから、企画調整、地域施策、情報施策、都市交流、広報広聴、男女共同参画などを担当する、いわゆる一般的に企画部門と言われるもの。次に、戸籍、住基あるいは国保、生活安全などを担当する市民生活部門。次に、健康増進、福祉、子育て支援、長寿支援などを担当する福祉保健部門。農業振興、林業振興、水産振興、畜産振興などを担当する農林水産部門。観光物産振興、それから商業振興、工業振興、労政などを担当する観光商工部門。道路、河川、市営住宅、都市計画、公園、下水道などを担当する建設部門。出納管理、工事検査などを担当する会計部門。また、議会。学校教育、生涯学習、伝統文化、スポーツなどを担当する教育部門。選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査などの各行政委員会。それから水道事業、ガス事業を担当する公営企業部門。それから消防部門。それから行政改革推進部門、これは合併進行管理、あるいは行政改革推進というものを担当する部門であります。それから、最後の方にありますが、これは期間限定となりますが、19年国体に向けた国体実行委員会というような部門を本庁に配置したいというように現在検討しております。

次に、4ページでございますが、4ページには総合支所の組織・機構ということで載せてございます。総合支所は、地域住民の利便性を図りつつ、地域課題に迅速かつ的確に対応し、また住民による地域活動の拠点となるもので、その活動を支援する機関であることから次の部門を検討してございます。

一つは、総合支所の庶務、あるいは地域振興、税、水道料金等の収納及び相談、本庁との連絡調整などを担当する総務部門。それから、現在の支所、出張所でございますが、これらを管轄するところ。それから、住基、戸籍の窓口、環境防災、市民相談などを担当する市民生活部門。保健、各種検診、福祉、特養、保育所などを担当する保健福祉部門。農林水産業の振興、それから農地法や農地の貸し借りなどの窓口となる農業委員会、商工振興、農業を結びつけた観光の振興、地域イベントなどを担当する産業振興部門。それから、道路、河川、公園、市営住宅、上下水道、除雪などを担当する建設部門。学校教育や各種講座、スポーツなどの生涯学習を担当する教育部門。これらについて各総合支所への配置を検討しております。

なお、ただいま申し上げました各総合支所の組織・機構につきましては、画一的な配置でなく、必要に応じて農林水産業や観光の振興を図る、そのための組織を整備していきたいというように考えております。

以上が、総合支所の機構に関してでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。参考資料2として、総合支所の役割分担の検討をしてございますが、その資料を添付してございます。

総合支所は、先ほどから何度も申し上げましたが、地域住民の利便性を図りつつ、住民不安を取り除くためにも地域振興やコミュニティ活動などの地域密着型機能を有し、地域課題に迅速かつ的確な対応が必要であります。このため、総合支所には予算要求、その調整、即決あるいは完結などの機能を持たせると、こういうことが大切だということで検討を加えてございます。

その一つが、地域計画の策定であります。総合支所は、本庁が策定する総合発展計画など各種計画において、所管区域にかかわる事項について本庁と密接な調整を図り、積極的に参画するというものであります。

2つ目としまして、予算と事業執行でございます。総合支所は、「地域づくりの拠点」となる総合行政機関であり、地域内施設の維持補修など地域ニーズに迅速かつ的確に応えるため、毎年度予算の一定枠を総合支所に確保し、事務事業を施行するというものであります。

三つ目としまして、総合支所長の事務権限でございます。合併による住民不安の解消を図り、住民に身近な各種事務手続き、これらを可能な限り総合支所において完結させるため、総合支所長に現地即決権限を持たせるというものであります。

四つ目としまして、公共施設等の維持管理でございます。総合支所管内の公共施設等の管理・運営は、原則として総合支所が行うということであります。

五つ目として、地域住民との協働でございます。総合支所は、常に地域住民からの情報収集や情報交換を行い、地域住民との協働により地域の総合的な発展に努めるということでありまして、以上が総合支所の役割分担の基本的な考え方でございます。

総合支所の役割、位置づけにつきましては、これまで研修会などで皆様からいろいろなご意見を頂戴し、幹事会、あるいは市町長会でも大変議論を重ね、いろいろな角度から現在検討しております。この中で、特に住民の皆さんが合併に対しては、これまで役場に行けば何でも解決できたわけですが、例えば側溝ひとつ直すにしても、合併した場合に支所では本庁に伺いを立てなければ何もできない、あるいは時間がかかる、そういった住民生活に密着するものに対する不安の声が大きいと言われております。そういう不安を取り除くために、総合支所には住民生活に身近な地域内施設の維持補修や事務手続きについては、可能な限り総合支所において完結する現地即決権限を持たせるというような考え方であります。平たく言えば、総合支所には「すぐやる課」的な機能を有し、そのための予算を確保するということとあります。

以上、大変長くなりましたが、提案内容と参考資料の説明を終わります。

#### ○柳田会長

事務局の説明に対して皆さん方からご意見、ご質問等いただきたいと思っております。

事務組織の問題で総合支所を置くという、この1市7町合併について大きな課題として取り上げられたものでありまして、その組織・機構についての考え方、今説明ありましたので、どうぞご意見何かありますか。はい、どうぞ。村上さん。

#### ○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。総合支所の役割分担ということで、特に2の予算と事業執行、3の総合支所長の事務権限についてちょっとお伺いしたいんですが、まず、現在の機能をなるべく活かすために総合支所の権限をある程度、現地即決権限を持たせる、あるいは一定枠の総合支所に予算を確保する等書かれてありますが、実際問題として、どの程度これ維持補修、それから各種事務手続きはすぐその場で、その総合支所で解決するよということの文言でございますが、実際問題として、その予算はどの程度の範囲内の具体的にやっていたらいいのか。それから、現地即決権限と書いてありますが、具体的にどういうところまでの現地即決権限であるのか。曖昧としたところがありますので、その点をわかる範囲内で教えていただきたいと思っております。

それから、具体的になります、入札関係ですが、これは本庁のまず機能として一応書かれております。格付けは新市で一体化するというように聞き及んでおりますし、そしてまた、支所内、総合支所内の公共事業は当面、その支所内の、企業育成ということを考えて、将来的には全体的な入札方法を取るということになろうかと思っておりますが、当面、支所内で行うということもちょっと伺ってはおります。そうしたことの当面という、年限、金額等もあろうかと思っておりますが、その辺のところも教えていただければありがたいと思っております。

#### ○柳田会長

ただいまの村上さんの質問に対して、事務局から。

事務局から答える前にちょっと申し上げますが、総合支所の役割分担について、一定枠の権限また予算の範囲あるいは入札等のことなどのご質問でございましたが、さきほど申しあげたように合併によって本庁ですべてやるとなれば、支障を来たすことになると思われま。それで総合支所を設け、総合支所にできるだけ権限を与えて即やかにやるべきことは、すぐ実行できるようにしたということとあります。予算の範囲のことは、今、事務局でもお答えはできないと思っております。例えば、皆さんの町でも、春先に雪が消えてみなければ、道路がどのような壊れ方をしているの

か、わからないようなことも多々あります。それに対応する応急の処置をしなければなりません。そのためにもある一定の枠を確保しておく必要があろうかと思えます。また、専決処分で行われるものなど様々です。その意味での予算枠とすれば、おおよそのことは想定できます。これまでの各町の実績を積み上げてみると、予算枠を想定することが可能かと思えます。その意味では事務局は恐らく予算枠はどれだけだろうかといわれてもお答えが難しいと思えますし、これから予算枠をいかに算定をするか検討されることと思えます。

また入札のことですが、由利地方振興局長さんがおられますので、県はどのようになされておられるのか。今のご心配は例えば我が町でA級業者もいる、B級業者もいる、C級も全部そろっています。だから、我が町に関する仕事は我が町の業者に指名してくださいというふうな感じに聞き取りましたけれども、聞き取り方に間違いがあれば訂正いたしますが、要約すると新市になった場合にはどうなるかとお話したと思えます。そこで、参考までに、県の発注物件は、例えば由利地域の物件はどういうふうにされるのかお話しただければ、質問者に対しても参考になると思えますので、局長さん、お願いします。

#### ○地方振興局長

今日、こういうご質問が出ると考えてなかったのですが、手元に細かい資料等持ってきておりませんが、県としては由利振興局内でやる事業については、すべて振興局にある総務企画部の方で入札手続きは取っております。物品等については出納室というのがございまして、そちらの方でやりますが、工事に関しては入札の班で取っております。

それから、地元の業者の振り分けとかですか、ご質問あるとすれば。ただ、全体、県全体の入札の仕組みというのは、本庁の方で金額に応じて、例えば地元から発注させる、あるいは県内業者、それから額によっては全部、極端な言い方をしますとWTOであるような工事なんていうのは、全国あるいは世界からもやるというような形を取っておりますけれども、それは本庁の方で一律に決めておいて、金額においてどこでどの業者に指名するのか、あるいは一般公募になるのかというようなことで取っております。

いずれにしろ入札におきましては、透明性、公平性、競争性を確保しながらやっているということでございます。

#### ○柳田会長

村上さん、参考になりましたでしょうか。

#### ○村上 亨委員(由利町)

入札に関しては、あくまでも一つの例として出したのでございますので、維持補修の、総合支所の現地で即決裁、権限ですか、即決権限なり、それから予算の一定の枠というのは今現在でどの程度のそういうところがもしわかり得ればということで質問しましたので。

#### ○柳田会長

それでは、事務局の方でその一定枠というのはパーセントなのか金額なのか、その町で持っている予算の何パーセントぐらいとか、何かそういう調べ方をして、もし説明できる範囲であったら説明してください。どういう考え方なのか。

#### ○事務局

予算の一定枠というようなお話しでございますが、これにつきましては、当然、要求等の積み上げに基づいて行われるものでございますが、最終的には現地即決機能、先ほどから言っておりますが、すぐやる課的な形からいきますと積み上げ、要求の積み上げだけでいかない部分、先ほど会長の方からも話ありましたが雪融けと同時に変わってくる部分というようなことに対して、



予算がないからできない、これでは住民の方々が非常に不安になります。そういうもので一定枠というおりましたが、じゃあいくらなのかとなりますと、これは新市になってからの予算査定、そして予算の編成基準に基づいて決められてまいりますので、今ここでいくらというようなことはちょっと出せないものでございます。

いずれにしても、すぐやる課的、本当に住民の不安を解消するためには、すぐやる課的な予算措置をしなければならないというふうなことで総合支所の権能というものを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

はい、村上さんどうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

ありがとうございました。

○柳田会長

いいですか。ほかに、はい、どうぞ。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。本庁機能と、それから総合支所機能のことなんですけれども、本庁の組織の中に建設部門、道路、河川、市営住宅等ありますけれども、ここに下水道は出ております。いわゆる工事関係だと思えます。公営企業部門には水道事業と。これ建設部門で当然水道も入るんじゃないかと、私は料金関係のことで企業部門が出てくると思えます。一方、総合支所組織、あるいは機能の中では、建設部門で上下水道と一括して入っておりますけれども、この辺の私の認識不足なのか、ご説明をいただきたいと思えます。

○柳田会長

はい、事務局、説明してください。

○事務局

本庁の公営企業部門の水道といいますのは、上水道事業は公営企業法に基づきます公営企業として上水道事業を運営しております。そういう関係で、ガス事業、水道事業、上水道につきましては公営企業法に基づく部門ということで、公営企業部門というふうに分けております。

それで総合支所にいきますと、経営とは違いますが、この上下水道については例えば破れたとか何とかというとき、本庁だけでなく、すぐやれる、先ほどから言っておりますが、すぐやる課的な考えからいきますと、ここに公営企業として、経営ではなく、現地サイドということで建設部門に入れておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

いいでしょうか。はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

由利町の佐藤でございます。総合支所の役割分担の中の4番でございますが、公共施設の管理運営は総合支所で行うということでございますが、新市まちづくり計画の中に観光部門が大きく取り上げているわけでございますが、現在運営しております第三セクターも含めてのことなんです、観光施設等についても総合支所が担当するのか、その点確認したいと思えます。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えしたいと思います。現在ございます観光施設等についての管理運営につきましては、総合支所が一番よくわかるということでやっていきます。ただ、全体的な公共施設、公共の施設等につきましてはの経営方法、それから今後の、三セクの話も出ましたが、そういうものについては本庁でいろいろと協議をしていくことになろうかと思いますが、施設等の維持管理、これにつきましては、原則として総合支所が行っていくと。経営とはまた別の意味での実際の修繕等は総合支所で行うというふうに考えております。もちろん大規模改修になりますと、これは当然、本庁の協議となろうと思いますが、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○柳田会長

はい、いかがですか。

この観光の問題は非常に大きい問題です。今、各町で行われている観光、これは総合支所に対応できると思う部分が大部分なんですけど、これからの新市としては観光事業が目玉になると私は考えています。ですから、これまで各町で実施していた観光は、総合支所として対応できるが、大きいものは本庁としての取り組みが必要と思ひます。

佐藤さん、いいですか。はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございます。いわゆる2ページに事務組織及び機構の取扱いについてということで、1から5まで載せてございます。この中で文言として出てこないんですけども、特に住民サイドのいろんな不安解消も含めて総合支所を重視するという内容になっています。それは、あくまでも参考資料として出ているわけでございます。私は、むしろこの1から5までの中のこれを進めるために、総合支所の設置というものを、この鏡に文言を出すべきじゃないかなと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○柳田会長

はい、事務局の意見を求めます。

○事務局

総合支所の設置につきましては、第6回の協議会で総合支所を置くということで確認をいただいております。それに基づきまして、今回の事務組織の中に入れたものでございますので、よろしく願ひします。もう確認を得ているということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

その確認はわかりますけれども、しかし、そのことをここで改めて出すとすれば、より総合支所を遵守するには、ここにも改めてその文言が出てくると非常に私どもさらにわかりやすく、また総合支所の存在が大きくなると思うわけでございます。前に確認済みですからいりませんということでは、ちょっと単調すぎるのではないかなと思ひますが。

○柳田会長

この意見に対して、どなたか。

今、事務局の方からお答えしましたように、総合支所を置くということで、これまで盛んに論議をしていただき、総合支所を8箇所置くべきだとの意見でした。支所という意見もありましたが、地域の大事な問題をとらえる意味でも総合支所にした経緯もありますので、松田さん、その辺でご理解いただけないでしょうか。十分、総合支所を置くということの中に含まれていると、今、事務局の説明がありましたが、ご納得いただければありがたいと思いますが。

はい、どうぞ。

○松田 訓委員(鳥海町)

納得というよりも、私はそういう意見を持っていますので、そのことを申し上げました。

ただ、やっぱり、前をぶりかえすという意味じゃなくして、さらに確認するということで、ここにも前段の文章の中にもいろいろとそういう文言が入れられるようなスペースもありますし、そういう雰囲気でもありますので、そのことを申し上げたのでございます。

○柳田会長

松田さんの意見は、議事録にきちっと記述されると思いますので、大変皆さんの思いのこもったご意見だと私は受け止めます。そういうことで、ご納得いただきたいと思いますが。次に、どなたか。はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

総合支所の予算と事業執行というところで、ご説明ありましたようにすぐやる課、こういう大変耳ざわりの良いご説明をいただきましたが、支所長の決裁権限がはっきりいたしませんと、私たちには本当に大丈夫なのかなというところまでは安心できないわけでありまして、従来の支所長の権限、慣行をとというような範囲を超えました総合支所にはもっと決裁権限の幅を持たせていただくように、できればご配慮をお願いしたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただいまのご要望とお受けいたしましたけれども、総合支所の役割分担の中に、そこを十分入れて今協議中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○柳田会長

阿部さん、いかがですか。

○阿部一雄委員(岩城町)

結局、今、現行、各町で今急がなきゃならないものをやっています。これから新市になっても、今すぐやらなきゃならないものをほったらかしにすることはない。新市になれば、もっと機敏にやれるような、そういうふうな心の入れ替えも必要だろうと思いますので、ひとつご理解していただけないでしょうか。

○事務局

はい。

○阿部一雄委員(岩城町)

そうですか。どうもありがとうございます。

○柳田会長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ほかにないようでございますので、協議第 59 号「事務組織及び機構の取扱いについて」は確認をいただいたものを決定して異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

異議ないようでございますので、確認をいただいたものと決定いたします。

この際、お諮りいたします。午前中の研修会の結果を受けて、協議案件を追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。事務局は追加提案資料を委員各位に配付願います。

暫時、休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

.....  
午後 2時28分 再開

○柳田会長

全員おそろいになったようでありますので、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど皆さんに資料の配付されたと思いますが、全員渡っていますね。次に協議第 60 号「地域審議会及び地域自治区の取扱いについて」と、協議第 61 号の「字の区域及び名称の取扱いの変更について」は関連がありますので、一括して事務局より説明を願います。

○事務局

そうしますと、追加資料の方でご説明いたしますが、本来であれば先ほどの協議第 59 号に続きまして継続協議中の協議第 57 号を審議していただいた後の追加とするべきところでございますが、今回のこの追加の内容によって次の協議第 57 号が変わってきますので、先に追加の方の説明をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

追加資料として配付いたしましたところの 1 ページ、ご覧になっていただきたいと思います。

協議第 60 号「地域審議会及び地域自治区の取扱いについて」。

地域審議会及び地域自治区の取扱いについて提出するということで、地域審議会及び地域自治区の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会、または地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区の設置について、合併時まで検討するという内容になっております。午前中の研修会の中でお話ししましたように、地域自治区につきましては法案が可決成立しておりますが、政令・省令がまだ施行されていません。それ

で、今回提案いたしますのは、地域自治区について協議するとなれば、政令・省令が施行された後となりますと時間がかかります。それで、地域審議会または地域自治区のどちらかを設置すると提案いたします。前々からまちづくり計画の中で住民自治の必要性ということはおうたっておりますが、地域審議会及び地域自治区のどちらかを設置するということでご協議いただきたいと思っております。

なお、次の2ページの方に協議第 61 号として「字の区域及び名称の取扱いの変更」ということで提案させていただいておりますが、5月 21 日に確認されました協議第 55 号で「字の区域及び名称の取扱い(その2)」ということで、ここに字の区域及び名称の取扱いの変更についての箱の中に1から4まで、これは既に確認済みであります。なお、60 号によりまして、もし、地域自治区を設置した場合は、これは法律によりまして地域自治区を設置した場合は区の名前を冠記しなければならない。できる規定ではございません。冠記しなければならないとありますので、例えば(2)の矢島町さんの場合ですと、「由利本荘市矢島区矢島町」というような長い名前になってしまいます。そのために、この波線の部分でございますが、「なお、地域自治区が設置された場合は、一市七町とも現行の大字の前に現市町名を付さないものとする」ということで、地域自治区が設置された場合は付さない。付さないけれども、自治区によって区の名前を冠記することになりますので、要するに(2)(3)のところは同じような形になります。(1)につきましては、現市町名を付さないとなっておりますので、ここについては区の名前が冠記されるというふうになっていきますので、このように提案させていただきます。

以上でございます。

#### ○柳田会長

ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

協議第 60 号並びに協議第 61 号に対しまして、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### ○柳田会長

ないようでありますので、協議第 60 号並びに協議第 61 号については確認をいただきました。次に、協議第 57 号について事務局の説明を願います。

#### ○事務局

続きまして、協議第 57 号「新市まちづくり計画(案)について」、継続となっておりますこの案についてご説明をいたします。

協議第 57 号添付資料、新市まちづくり計画修正表をご覧くださいと思います。

これまで、このまちづくり計画の内容について、秋田県と内協議を行っておりましたが、このたびその回答がきております。その結果、約 30 カ所について指摘がありましたので、その内容を修正表にまとめたものであります。

指摘された事項については、ほとんどが字句や文言、あるいは数字等の軽微な修正で、いずれも計画の内容に変更を及ぼすようなものではありませんでしたので、表の右側にあります修正欄のとおり修正をしたいと考えております。

なお、資料の2枚目の一番下の欄をごらんいただきたいと思います。77 ページ、78 ページの県事業についてであります。この中で6つの県事業を削除いたしております。78 ページの本荘市の海岸環境整備事業については、平成 16 年度で事業が終了するため削除するものであります。その他の5事業については、事業実施の予定で現在調査等を進めておりますが、まだ事業の確定に至っていないというようなことで、計画には掲載できないということで削除するものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、その他の修正内容については、説明を省略させていただきたいと思います。

また、前回の合併協議会において委員の皆様からいろいろとご意見をいただきました。特に、鳥海山を核とした新市の観光振興について、もっと視野を広げた、しかも力強い計画が必要であるというようなご意見が多かったと思っております。基本構想部分には、ご指摘のようなことも包含して書き込みをしているつもりであります。具体的な事業計画となればなかなか難しい面が多く、記載していないのが実情であります。観光振興については、誘客のための仕掛けが一番重要になってくると考えております。計画では、体験、滞在型の観光を標榜しており、豊富な観光資源や地域の特産品などを十分に活用した、この地域ならではのイベントをはじめ、さまざまな体験など産学官民が一体となってこれらの仕掛けづくりに取り組むとともに、由利本荘市の観光を全国に発信し、誘客を図る必要があると考えております。まず、ソフト事業から取り組み、次にその過程で必要となってくる施設の整備などハード事業に取り組むという考え方です。

また、現在の事業計画には、観光に約49億円の事業費を計上しておりますが、この中に、前にご指摘ありました観光の拠点として鳥海地域総合ミュージアム建設事業が計上されております。これは、鳥海町からの提案であります。鳥海山の大自然を紹介する展示や映像、あるいは地域の年中行事や番楽、神楽、猿倉人形など郷土芸能の実演、手工芸や陶芸などの体験できる施設を建設したいということで計上をいたしております。

なお、この新市まちづくり計画は、新市の方向性を示すマスタープランであります。新市においては、この計画を基本としながら新市開発基本構想を策定し、具体的な事業については事業実施計画を作成することになりますので、このまちづくり計画に計上されていない事業であっても、今後必要となってくるものと当然出てくると思われますので、その際には、まちづくり計画を変更するとともに開発基本構想の事業実施計画に計上して対応していくというようなこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、この新市まちづくり計画(案)について、先ほどスケジュールでもご説明申し上げましたが、7月上旬に秋田県知事に正式に協議したいと考えておりますが、現在のこのまちづくり計画には地域審議会を設置するということで書いております。地域自治区等、ただいま追加提案されました内容についての修正については事務局に一任していただきたいというように考えますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、修正後の新市まちづくり計画については、次回の合併協議会の際に委員の皆様方に配付したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

#### ○柳田会長

事務局から説明ありましたが、この内容につきましては前回の協議会でも意見が出され、本日ただいま事務局でも答えておりますが、何かまたご質問、ご意見ございますでしょうか。前回のご発言をいただいて、事務局の方も先ほどの観光に関する事など相当深く突っ込んで、検討されているということを伺いましたが、皆さん方からさらに何かご質問ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。修正表についてちょっとお伺いしたいんですが、75ページの「道路改良工事に伴う水道管移設事業」、これは削除なんですか。全く書かれておりませんが、どういう内容で削除になったのか。私の勘違いでしょうか。

#### ○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えいたします。原案では「下水道の整備」のところに「道路改良工事に伴う水道管移設事業」というふうに挙げておりましたけれども、これについては「親しまれる水道事業の推進」のところに計上した方が正解でないかという県からのご指摘がありまして、額が下水道の方は原案で257億8,000万円となっておりますが、修正の方では257億4,400万となっております。この差額の方については「親しまれる水道事業の推進」に持っていったということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

村上さん、いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

入れ換えと。はい、わかりました。

○柳田会長

ほかに何かございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ないようですので、継続審議中の協議第57号「新市まちづくり計画(案)」については確認をいただいたものと決定し、秋田県知事宛に正式協議を行いたいと思っております。

これをもちまして、本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等において、その字句、条項、数字、その他文案等の整理を要するものについては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

以上をもちまして、協議を終了いたします。

それでは、次第の5の事務局より次回日程を連絡いたします。

○事務局

本日はありがとうございました。

本日の協議をもちまして、大方の協議というか、実質的協議はすべて終了いたしております。先ほどもスケジュールのお話しをしましたが、この後は県の方に本日のまちづくり計画の成案として県の方に提出いたしまして、県から同意をいただきますと、今度、新市まちづくり計画の同意、そして合併協定書につきまして委員の皆様方と協議することになります。

なお、次回の第19回の協議会につきましては、今言いましたような関係の案件2件となりますが、7月中に開催したいと考えております。ご存じのとおりいろいろと日程が混んでおりますので、後日、できるだけ早い機会に連絡したいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。7月の下旬頃になろうかというふうには考えていますが、開催したいと思っておりますので、本日、日程の説明できなくて大変申しわけないんですが、ご了承いただきたいと思っております。

以上で、第18回の本荘由利一市七町合併協議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○柳田会長  
どうもご苦労さまでした。

午後 2時45分 閉会